道路交通法違反事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の共用書式による処理について

昭和63年4月6日刑二第85号高等裁判所長官, 地方, 家庭裁判所長 宛事務総長通達

改正 平成元年9月28日刑二第177号 平成2年11月26日刑二第283号 平成3年4月30日刑二第87号 平成4年10月21日刑二第216号 平成6年3月15日刑二第74号 平成8年8月23日刑二第231号 平成8年9月24日刑二第256号 平成9年10月15日刑二第245号 平成14年4月24日刑二第144号 平成14年12月13日刑二第400号 平成18年5月22日刑二第00232号 平成19年5月8日刑二第00348号 平成19年9月5日刑二第00553号 平成22年10月1日刑二第00523号 平成25年11月20日刑二第455号 平成29年2月24日刑二第75号

標記の共用書式(以下「交通切符」という。)による処理について、法務省及び警察庁と協議の上、下記のとおり定めましたので、昭和63年5月1日からこれによつてください。

なお、昭和43年6月13日付け最高裁刑二第129号事務総長通達「道路交通法違反事件および自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件の共用書式による処理について」は、昭和63年4月30日限り、廃止します。

おつて、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

#### 第1 交通切符の様式及び構成

- 1 道路交通法違反事件のうち道路交通法第9章の規定による通告を要しない事件(同法第130条第2 号所定の事由により告知又は通告をすることができなかった者に係る事件を除く。以下「非反則事件」 という。)の処理のための交通切符の様式及び構成は、別紙様式第1の「道路交通法違反事件迅速処 理のための共用書式」(以下「交通切符(甲)」という。)のとおりとする。ただし、各葉の表の「(5)違反事項・ 罰条」欄中⑥、⑦及び⑧の欄には、各地の実情に応じた違反事項及び罰条を不動文字として掲げて差 し支えない。
- 2 道路交通法違反事件のうち反則金を納付しないため公訴が提起される事件(道路交通法第130条第 2号所定の事由により告知又は通告をすることができなかつた者に係る事件を含む。 以下「反則金不納付事件」という。)の処理のための交通切符の様式及び構成は、別紙様式第2の「反則金不納付事件迅速処理のための共用書式」(以下「交通切符(乙)」という。)のとおりとする。
- 3 自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項違反事件(以下「保管場所法違反事件」という。) の処理のための交通切符の様式及び構成は、別紙様式第3の「自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件迅速処理のための共用書式」(以下「交通切符(丙)」という。) のとおりとする。
- 4 交通切符(甲), 交通切符(乙)及び交通切符(丙)の各葉の表の「(2)違反車両」欄には, 各地の実情に 応じた車両の種類を不動文字として掲げる。
- 第2 交通切符(甲)及び交通切符(丙)による事件の処理を行う庁

交通切符(甲)及び交通切符(丙)による事件の処理を行う庁は、刑事事件については刑事局長が、少年事件については家庭局長が、法務省及び警察庁と協議の上、それぞれ別途通達する。

第3 交通切符(乙)の使用

交通切符(乙)については,各簡易裁判所において,取扱事件の数,処理方式等を勘案し,検察庁と協議の上,これを使用することができるものとする。

第4 交通切符による処理の要領等

交通切符による刑事件の処理の一般的な要領等については刑事局長から, 交通切符による少年事件の処理の一般的な要領等については家庭局長から, 交通切符に関する所要経費等経理関係事項については経理局長から, それぞれ別途通達する。

#### 道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式

		告	i	知	票	•	免	<u> </u>	証	保	管	証	(番	号		)	
交	付	B		時				年	月	日	午	削 後		時	分		
交作階級	古 者 及	のび	所氏	<b>属</b>												<u></u> (印)	
(1)	生	年	月	B				4	年 月	日生	(	i) §				出	
氏名	本			籍												日時	場所
	住			所											_	_	
	免	\$*	F	証	第							-		Λσ	<u>号</u> 委員会交付	月月	耍
	$\vdash$				住		年	<u>-                                     </u>	<u> </u>	<u> </u>			(電		)	┪	面面
		保 - 設 ま た			所					- I						┩╹	記
	- 1	坳 務			氏名				(	職業				統柄		上	載の
						大	ei HC		普	通車	=	輪車	原付」	杠	軽車両	前後	٤
	(2)															時	おり
	1 _	反	・車	両の												P-7	
	_ °	印 の	<i>)</i>	。 の							ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ					4	
<u>少</u>	(3)				登録	(車両)	<u> </u>			_			_		(用・事業用)	4.54	
男・女	-	逸 反	日日	寺				年		月	<u> </u>	午	後	時	分ごろ	<b>免許</b> 保 有・	監管
步行者	f   '''	違反	場方			940		無免許運	ita na	雪酔い運転		口海気	株1 以形を	(厩体	付近道路 .0.15mg/1以J		,m
( 思 5	·	(5) 24		① 無					#∆ 7の2の2(		1,117の	2(1)	65 • I,11	7の2	2の2(3),令44		
囲んだ事項		遊反事項・		② 速	度	超過		<b>长定速度</b>		□指定速			5 (	km/h のとこ		)	
のも数を	5	· 罰条				口自專道	1		1(1),令11			・[(1),令	102				
# 1	<del>7</del>	_	- 1	1.31	· 号 赤 色				「号(□赤色 ・I(Iの2)、4		)無視	•					
·	. مدا	• 1	- [	_ f	旨定	場所			一時不停止			交差道路		等の近	<b>绝行妨</b> 審		
	7 3 2	-		-	一時 不 西行区分			4・I,119 5側通行	· I(2),令 1	の2	43	3,119 · I(	2)				
	2	1 9		_	B11167	刀连区			9・1(2の2	)							
	施 行 令	29 2	ı	6													
		Ē		Ø													
	6 1	±. n		8													
	例に上	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		9	その	り他											
	8	<b>竹塔交通去穴 四条</b>		(O) 1	浦 足	<u> </u>	8	警察署:	その交通規制	<b>7</b> ]							
		<u>k</u>			-	44-	5	・1,令3	の2								
		표 첫 -		(I)	口不	失 注意によ	る確認	義務 〔	口幣	一 法	2禁止場	所口	免許証携	拼 [	⊒ 速度 〕		
		七条のこのこ	İ		不	履行 _	II i	追加	U 1999	行拼口	自保証等	のないに	よる米正	my Pax s	**************************************		
		<u> </u>															
		<u> </u>															
	<u></u>	+										_					
(6)	支則制度 不粧当	Ē		口非反行		12:	近許・無強 5・ II (1)	<b>6格</b>	□酒気 □麻薬	帯び 等影響		交通事故   125・	(3)		<b>雪所等不明</b> 6・I(1)	口逃亡 126・I(	2)
有	不該当 <u>○印のも</u> 効	<u>の</u> 期	<u> </u>	限	1				<u>  125 ·</u> 年	<u>п (2)</u> Е			日	$\vdash_{T}$		考	
L		<del></del>		PIX	-						-			$\dashv$	1 この保管 間中は運転	証は、有 免許証と	
免     許	第一	= •	小	・原				4	年	F	1		日		されるもの	ですから	、運
年	極		_	1.14	ļ				年	<u>_</u>			8	$\dashv$	転するとき していなけ		
月	免許	そ	の	他					<del></del>				H		ん。	れいはなび	<u>ہ</u> د
لــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	第	二種	免	許				- 1	年	<u> </u>			日	_	2 運転免許		
					有無 種	大 4	準	普大	大普	小原	け大	中草	針大	it	が指定され 所に出頭し		
免	許	租	1	類	1188	$ \hat{\ } ^{\intercal}$	中		自自			`		引	の保管証と		
4.	許	<u></u>	久	件	類	型型	!型	通特		特付	引		111	긕	します。		
免		<u>の</u> なたの	<u>条</u> 遊5	<u>ff</u> えにつ	いて	おたずる	ねした	いこと	がありま	すので、	上記	出頭印	時に本	<u></u>	び印鑑を		
						易所に											

1 枚目 (裏)

書

即決裁判·略式手続説明書 区檢察庁檢察官

あなたは、検察官のもとに出頭したのち、表 記逸反事実について起訴されると簡易裁判所 の裁判を受けることになります。 少年 20歳未満の者の事件は、警察または検察官から家庭裁判所に送られたうえ、処分が決められます。家庭裁判所が、刑事処分の必要があると認めて検察官に送り返した場合には起訴されることになります。

その場合、あなたに異議がなければ、公開の法廷で<u>通常の規定による審判</u>を受けるのではなしに、交通事件即決裁判手続法により、法廷に出頭し簡易な手続で<u>即決裁判</u>を受けるか、または刑事訴訟法の定めるところにより、法廷には出頭しないで裁判官に書面審理をしてもらう<u>略式手続による裁判</u>を受けることもできます。これらの簡易な手続で裁判を受けたときでも、もしその裁判に不服があればその裁判を受けた日から 14 日以内に正式裁判の請求をすることができます。

そこで、あなたが即決裁判手続または略式手続のいずれかによって裁判を受けることに 異議がなければ、その旨を明らかにするため<u>あらかじめ(出頭する前に)自分自身で</u>下の 申述書欄に署名しておいて下さい。(即決裁判手続または略式手続によることに異議がある ときは、署名しないままで出頭して下さい。その場合には、検察官があらためて出頭すべ き日時を指定することがあります。)

申 通常の規定による審判を受けられることもよくわかりましたが、即決裁判手続ま たは略式手続のいずれかの手続によって審理されることに異議がありません。 述 年 月 日

+ д н

氏名

(印)

略式命令:即決裁判結果通知書 (ろ) 被告人の氏名、年齢、職業、 (V) 道路交通法違反 住居、本籍:表記(1)のとおり 事件名 (I±) 円に処する。 被告人を罰金 円を1日 これを完納することができないときは 命 主文 に換算した期間被告人を労役場に留置する。 第1項の金額を仮に納付することを命ずる。 裁 罪となる 被告人にかかる表記(2)、(3)、(4)、(5)記載の事実 べき事実 判 表記(5)記載の罰条 適 用 쇾 刑法 18条、刑訴法 348条 洪 (に)裁判をした В 簡易裁判所: 匥 月 裁判所及び年月日 同户 (ほ)裁判官の官、 簡易裁判所判事 氏名

上記略式命令に対しては、告知を受けた日から 14 日以内に当裁判所に対し正式裁判の請求をすることができる。

上記は謄本である。

前同日同庁 :

裁判所書記官

€

出頭場所

電話

(略図)

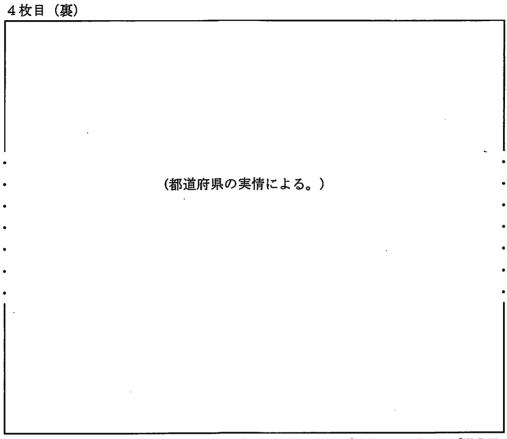
			I = 1=1:			
(6)			□酒気帯び			
反則制度不	口非反則	│ □無免許・無資 格	□麻薬等影 響	□交通事故	□居所等不 明	□逃亡
該当	行 為	125 · II (1)	125 · II (2)	125 · II (3)	126 ·I(1)	126 · I (2)
〇印のもの						
決裁印		捜 査	報告割	(番号		)
		年 月	日 藝	\$察署		
	数索	署長殿		]法巡查		
	音祭	<b>有 文 </b>	н	1142年		
				(	rn a l	
上記(1) @	0者にかかる(	2)、(3)、(4)、(5)	の違反事実を		門   し、(6	)の事実を
確認したス	からその状え	兄等を報告する	。なお、選	反者は、上記	違反 事実に	ついて、
年	月 日岁	このとおり供述	まを作成し ナ	<b>.</b>		
~	л ни	(V) C 43 7 FR AE	THE PARTY	<b>~</b> •		
T #1	北上和海岸地	としたことは相違	<b>ちりまみ</b> !	車棒け その	しゃりであり	± -}-
	か上記選及で	したことは作座	めりません。	事情は、 ひの	2439 (8)9	<b>م</b> ' ه
供		•				
述						
書						'
			•		Γ	
· ·	年検	氏名			裏面に	続く
ł	T 175					.,,,,

2 杉	女目(裏)		···		
					(報告書:続)
				,	
		•			
特					
記					
事					
項					
		起訴	 状	裁判所	
		<u> </u>	1\	受付	
			(5)記載の道路交通法	違反被告事件につ	)き公訴を提起し
	A式命令 (〇	印のもの)} を	語求する。		
				,	
本	:件につき 【□	刑訴法 461 余の。	2 の I 項(○印のもの) 判手続法 4 条 II 項	▶の手続をし異議	ものないこと
	い いめた。	<b>文通事件师以纵</b> 1	7 7 19612 4 7 11 7	,	
"	年	月 日	区検察庁		
			検察官副検事		
	簡易	易裁判所殿			<b>(B)</b>
	科刑意見:皆	fi &		円(仮納	付)
甲)			Ⅱ項の書面を確認した		
		战判手続調書事項			
(b)	J 183 FAS AA 183	法違反	•		名、年齢、職業、
事件	名   2007 2			住居、本籍:表	記(1)のとおり
(t±)		被告人を罰金	•	処する。	
裁	主 文		ることができないとも		円を1日
23%	- ^		被告人を労役場に留		
		第1頃の金額を	と仮に納付することを 	前する。 	
	罪となる	被告人にかかる	5表記(2)、(3)、(4)、	(5)記載の事実	
判	べき事実	ste 50 (e) 50 4th 4	ERI AZ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<del>_</del>
	適用	表記(5)記載の	削衆 訴法 348 条(甲の場合	١	
	法令		以刊手続法 15 条(乙の		
(15	<u> </u>	X.22 7 11 AF (X.2)			 日
	及び年月日		簡易裁判所: ——————————	— 年 月 ————	P
	)裁判官の官、	同庁	Anda Pri July Ju	111	
氏名	1 A H A \ 1 ===	w + A A ! * * !	簡易裁判 ては、告知を受けた		におお相談に対し
		略式命令に対し すること <u>ができる</u>		p //* り 14 p 以 !!	1にコ級物がためし
11.		<u> </u>		裁判官認印	B) 送達報告書
1	:記(ろ)に対する	上記違反事件につ	 いて(に)記載の年月		上記略式命令の勝
日、	裁判所において	(ほ)記載の裁判官	及び当職列席のうえ		本は即日被告人に
			裁判を宣告した。	l	交付送達した。
	B(〇印のもの				(印)
	]同日同庁:裁判 〖定の日	1月音配片	 年	月	日
1 1/1	5 N- V/ H				

年

号

<u>3枚</u>	7 目	(裏	)						·				,				
	納伯	付告矢	中(甲	乙)	発出	年	月	日	納付期限	有	F 月	Ħ	領収		年	月	日
	督	督促	犬(甲・乙)	・他	発出	年	月	日	納付期限	4	<b>月</b>	Ħ	領収		年	月	Ħ
		督促	犬(甲・乙)	・他	発出	年	月	Ħ	納付期限	年	F 月	B	領収		年	月	日
	促	督促	大(甲・乙)	・他	発出	年	月	B	納付期限	4	F 月	日	領収		年	月	日
	~	督促	大(甲・乙)	・他	発出	年	月	B	納付期限	有	F 月	日	領収		年	月	日
執					年	<del></del> 月	日	許可		期	限		•	年	月		目
	納付	延期	•		年	月	日音	午可		期	限			年	—— 月		日
行	収	発作	<del> </del>		年	月		日	署		発付	薄第					号
''	容	 結果	Į.		年	月	_	日		П	対消し			年	月		日
	状	発作	+	<del></del>	年	月		日	署		発付	<b>薄第</b>				-	号
手	10	結果	_		年	月		日		Ħ	文消 し			年	月		B
		指揮	+				年		<del></del> 月	日		<u> </u>	-		署・	刑務	所
続	カ役場	留	——— 置期間				-		日	Ħ	指海	第					<b></b>
NYC.	留置	結果	Ę		年	<del></del> 月		日		H	友消し			年	月	_	B
	風	変	—— 更指揮	T					<del></del> 年		月	.1	Ħ				
	強	命令		年		月	B						_				
	祖制執	佐報	i	年			- 日		法務局	/ <i>}</i>	を						
	行	執行	すべき	金額			-		P	. A	争						
		年月	月日									_				_	
調																	
査																	
	_																
				<u> </u>		<u></u>											
備									•								
ļ																	
考																	
5																	
	Ь																



(注意) 1枚目(表)の(2)欄について、各庁の実情に応じ、「事業用」に代えて「営業用」 とすることは差し支えない。

# 別紙(2)

# (別紙様式第2) 反則金不納付事件迅速処理のための共用書式

### 1枚目(表)

(1) 氏名	年齢		年	月	日生	( 歳	)	職業				
	本 籍				_							
	住 居						-					-
	(2)	大	型	車	普	适	車	= (	會 車	原付車		
	遊反革両											自事 家業 用用
	〇印で囲 んだもの	ין פּמִיעם	t- 32\ st. i									
	(3)違反日時	平成	車両)番号 年	デ <del></del> 月	В		午前		時	分ごろ		导 ———
少	(4) 遊反場所	7-100					'後	<u>.</u>		<i>,,</i> ,,		
(5) 違反事項・罰条					(	交通反則切符二枚目交通事件原票に同じ。						
			į	起	<u>訴</u>		<u>.</u>			_		
{略 即 規定 こと	体体につき略式 をに従つて審判 とについて異語 要面の申述を 平成	のもの) 大手続又に 対を受ける 強がない。	(2),(3), お お 決 と が ま と が が 手 の 日	(4), (5 Rする。 表判手 ができ いを確	が記載についています。 続いこうできない。 これである。	の道路交 ついてわ :告げ,	- ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	やすく 手続又	説明 には即れ	<sub>ン</sub> , かつ 央裁判手	, 通常 続によ	の る
{略即 オ版 こて,	式命令 (〇印 決裁判 本件につき略式 定に従つて審判 とについて異調 要面の申述で 平成	のもの) 大手続又し 引を受けっ 達がないっ 手でその 年 月 易裁判所	(2),(3), お お 決 と が ま と が が 手 の 日	(4), (5 Rする。 表判手 ができ いを確	が記載についています。 続いこうできない。 これである。	の道路交 ついてわ さ告げ, こところ	- 通かり式りが - 一	やすく 手続又	説明 には即れ	ン, かつ 快裁判手 ぶない旨	, 通常 続によ	の る 立 <sup>(f)</sup>

平) [	<u> </u>								
(い)	事件		通法違反			' ' ''	5人の氏名,年 5:安記(i)のと		, 住居,
(は) 裁	主	文	これを知	習慣する。	ができな	に処する。 いときは金 ことを命ずる。		日に換算	『した期間被告人を労
		⇒なる き事実	被告人に	こかかる安記	(2), (3),	(4), (5)記載の	)事実		
判	適法	用令	刑法 18 刑訴法:	記載の罰条 条 348 条(甲の切 ‡即決裁判手		(乙の場合)			
		とした裁 年月日		簡易裁判	所:平成	年 月	B		
我(EI) EI	裁判官 モ 名		同庁	簡易裁判	所判事				<b>®</b>
(甲の:		ことができ	る。 -	<b>) ては、告知</b> 快裁判手統郡		日から14日以	内に当裁判所に 裁判 官		は数判の請求をする B)送達報告告
 上間	に (ろ)	ことができ <u>A) ダ</u> ) に対する	る。 ※通事件即 上記違反	決裁判手続取 事件につい	で(に)都	2歳の年月日ま	1	恕 印	B)送達報告告
上都 記載 <i>0</i>	記(ろ) の裁判 	ことができ <u>A) ダ</u> ) に対する	る。  「通事件即」  上記違反  成列席の う	快裁判手続級 事件につい うえ開廷し同	で(に)都	2歳の年月日ま	裁判官	恕 印	B)送遠報告告 上記略式命令の膝 本は即日被告人に
上都 記載 <i>0</i>	記(ろ)の裁判	ことができ <u>A) ダ</u> ) に対する )官及び当 3 (〇印の	る。  「通事件即」  上記違反  成列席の う	快裁判手続級 事件につい うえ開廷し同	で(に)都	2歳の年月日ま	裁判官	認 印	B)送遠報告告 上記略式命令の駐 本は即日被告人に 交付送追した。
上都 記載 <i>0</i>	記(ろ)の裁判		る。  (通事件即)  上記違反  成列席の  (の)  (の)  (の)  (の)  (の)  (の)  (の)  (	快裁判手続駅 事件につい うえ開廷し同 つき	本 て (に) 証 裁判官は	出戦の年月日ま は上記(は)のと	裁判官 裁判所において おり裁判を宜	認 印	B)送遠報告告 上記略式命令の駐 本は即日被告人に 交付送追した。
上t 記載の A 前同	記(ろ)の裁判	ことができ A) な (C) 対なび 印印 (C) 裁判 の の	る。  ・ 通事件即  ・ 上 蔵列 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	快裁判手続額 事件についい うさ 平成	で (に) 裁判官は 年	出戦の年月日ま は上記(は)のと	裁判官 数判所において おり数判を宜	認 印 ((ほ) 告した。	B)送遠報告告 上記略式命令の駐 本は即日被告人に 交付送追した。
上t 記載の A 前面	に(ろ)和日間の	ことができ A) 女 は は は な の の の の の の の の の の の の の	る。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	快裁判手続額 事件についい うさ 平成	で (に) なけい ない にない ない にない ない にいまい ない にいまい にいまい にいま	出戦の年月日ま は上記(は)のと 月 月	裁判官 数判所において おり数判を宜	認 印 ((ほ) 告した。	B)送達報告告 上記略式命令の辟 木は即日被告人に 交付送追した。

2 枚目(表 ————	·)				1
(1)					
			<u>.                                      </u>		
			<del></del>		-
		 <u> </u>			
	(2)				
	4-3	 _			
	(3)	枚目 表に同じ。 じ。			
	(4)	 。 同			
(5)	• •	t° •			
		•	•		
				,	

	略式命令:即決裁判結果通知書	
	(3)	
	一枚目裏に同じ。)	
適用	表記(5)記載の罰条 刑法18条 刑訴法348条	
	ーに 枚同 目。 要	
式命令に対してとができる。	は、告知を受けた日から14日以内に当裁判所	に対して正式裁判の請求
潜本である。 司日同庁:裁判	所書記官	₩
	法 令 式命令に対して とができる。 巻本である。 司日同庁:裁判	(ろ) (一枚目裏に同じ。) 適用 表記(5)記載の罰条 刑法18条 法令 刑訴法348条  一に同じ。 裏  式命令に対しては、告知を受けた日から14日以内に当裁判所とができる。  潜本である。 司日同庁:裁判所書記官

<sup>(</sup>注意) 1 枚目(表)の(2)欄について、各庁の実情に応じ、「事業用」に代えて「営業用」とすることは差し支えない。

別紙(3) (別紙様式第3) 自動車の保管場所の確保等に関する法律違反事件迅速処理のための共用書式

<u>1枚目</u>	(表)																		
					告				知					票	(1	番号			)
	付	F		時				年		月		1	午	<b></b> 物		時		分	
交 付 階 級	者 及	の び	所氏	<b>属</b>														Œ	<u>")                                    </u>
(1)	生 4	Ŧ.	月	日	İ			年	Ē	月	日生	Ξ (	諒	₹)	驥				
氏名	本			籍										-					
																(	锥		)
	住		•	所	60°C													<del></del>	· 号
	免	許		証	第		年		月		3						公	安委員会	
	保	護	者		住												(数		,
	ま	た	は		<u>所</u> 氏				_		-	磁				統			
	勤	務	先		名	4 951			_	( 歳		業				柄			
	(2)					大 型	- 車-		$\dashv$		<b>西</b>	┨	自事	登録	(車両)	番号			
		豆 一	車	両					1			-	家業	ŀ					
!		」の	Ð	0)									用用						号
	<b>.</b>							年				<del> </del>	午	前後	:	時	分	ごろから	
少	<sup>(3)</sup> 違	反	日日	庤				/ <del></del>		_		_	1 / <del></del>	<del>21:</del> 40		n±.	^	ピスナッ	3
							_	年 ——					1午	前後 		· 時		ごろまて ——	
男·女	(4) 違	反:	揚戸	fi	<u> </u>									-			1	付近道路	<b>}</b>
	(5	)					自重	カ車の	保	管場所	折の確	餱保	:等に	関する	る法律	<b>津違</b> 5	<b>灵</b> .		
しんを	違		┝																
だり	反			£	長時間	11年13月				۲ 🗆	12時	間.	以上						
事印項で	項				17 •	$\Pi$ (2)	、附	則皿		ļ _	11 •			(	時		分間	)	
• -	•				令附!	<b>IJII</b>				0	夜間: 11・	翔 8 TT	間以 (2)	上					
のそ数の	罰 条									_	11	п	(2)						
宇玉								ſ	日泊	<i>/</i> L	月		日午往	幺	時	4	<b>د</b> ا		
lt 至 i	保 5								日		月		日午前		時	分 分	<u>`</u>		
は、阿法衛行令附別三項の例による選目(は、阿法衛行令附別三項の例によ	(17・D (2)は、自保等に関する法律十							ι	μ,	<b></b>	Л		H   F	נינ	w.)	),	,,		
施は行い	ナン さは																		
	律 、 十 自 七 的																		
項項の項	集革の																		
三項の例による・別三項、か発型日	七条二項二号、動車の保管場所の確																		
~ 1	· め																		
						<del>-</del>													
	<u>#</u>			<u>頭_</u>			12 1 - ·	)		, , , ,	. منات	د ـد	<b>-</b> ~				,,,		
1	あなた			につ	いて										√11a =	C1-11	年	ىد ر س	٠.٠
月小		H	<del>T</del>			時	に本	番お	(J.)	い口頭	金を持	梦	して	下記(	ノ場乃	丌には	1頃し	てくだ	. 2
۱,º																			
出		場																•	
1	電		話																
(B	各	2	₫)																

略式手続説明書

区検察庁検察官

少 年

20 歳未満の者の事件は、警察 または検察官から家庭裁判所に送られた うえ、処分が決められます。

あなたは、検察官のもとに出頭したのち、表記違反事実について起訴されると 簡易裁判所の裁判を受けることになります。

その場合、あなたに異議がなければ、公開の法廷で<u>通常の規定による審判</u>を受けるのではなしに、刑事訴訟法の定めるところにより、法廷には出頭しないで裁判官に書面審理をしてもらう<u>略式手続による裁判</u>を受けることもできます。もしその裁判に不服があればその裁判を受けた日から 14 日以内に正式裁判の請求をすることができます。

そこで、あなたが略式手続によって裁判を受けることに異議がなければ、その旨を明らかにするため<u>あらかじめ(出頭する前に)自分自身</u>で下の申述書欄に署名しておいて下さい。(略式手続によることに異議があるときは、署名しないままで出頭して下さい。その場合には、検察官があらためて出頭すべき日時を指定することがあります。)

申 述

上記は謄本である。

前同日同庁:裁判所書記官

通常の規定による審判を受けられることもよくわかりましたが、 略式手続によって審理されることに異議がありません。

年 月 日

氏名

印

刨

				略	· <u> </u>	t	命	令								
(い) 事件	<i>b</i>	加車の保管 節に関する	場所の確 法律違反		被 告 ) の と		氏名		年齢	、麻	菜、	住	居、	本郛	Ŧ:	表
(は) 裁	主	文	被告を発	を納する した期間	間被告	人をタ	5役場	とも	習置す	る。				円を	ž 1	Ħ
判	罪とかき事	なるべ 実	被告人								の事	実				
	適法	用 令	表記(5) 刑法18			48 条										
(に)裁判所	裁判を 新および					簡易	易裁判	」所	:		年		月		日	
(ほ) 1	裁判官、氏名	官の	同庁	-		簡易	易裁判	所判	判事							
			対して ることが			受け	た日	から	14	日以	内に	当表	战判员	斤にす	対し	

	交 通 事 件 原 票(番号	)
	(1枚目表に同じ。)	
<b>决裁印</b>	搜 査 報 告 書 (番号 年 月 日	)
	警察署長殿 司法	著
(口印は	○で囲んだもの)	
上記(1)の者にかかる	(2)、(3)、(4)、(5)の違反事実を認めたからその状況	等を報告する。
なお、違反者は、 り供述書を作成した。	上記違反事実について、 年 月	日次のとお
供	反をしたことは相違ありません。事情は次のとおりで	あります。
述   書	氏名	
│ │ □ 自動車の保管場所	の確保等に関する法律施行令4条の適用除外事由なし	<b>~</b> °
□ 日没・日出は、	によって確認した。	
年検		裏面に続く

	<u> </u>						
							(報告書:続)
1							(報百香: 枕)
1				ſ	□ *	### 1	
				}	□ 本 巡復月 月 日 1	職 が	年
				l			ハデァ
1					月日午	F 時 Fに駐車中 <i>0</i>	分こう
l				上副	亡(4)の場乃	作に駐車中0	)上記(2)の
l				軍軍	<b>旬を認めた</b>	ので、	
1							
ŀ					(	ROM: 7	
1	移動	の有	無がわかるようにし	ておいたが、	<b>∤</b> ፟፟፟፟፟፟፟፟ ፟፟፟ዹູ່፟፟፟፟፟	」 <sup>概</sup> トが	年
1	12 343	, , ,	WW 42 W D CO 2 1 C C	( 10 ) ( )		Σ J¨	•
1			月 日午 日	倖 分づる	同所に行っ	ュたレニス	同車両が
1			7 1 7	, J. C. D	161 NI (C 11 .		ted ata led to
1 2	ራ ŒL ነ	+ T/	ロナルナンシュ た				
₹	多則し	/こが	跡はなかった。				
L							
特							
記							
事							
項							
			선 가는 가는		裁判所		
			_起 訴 状		受付		
;	表 記 (1	)にか	かる(2)、(3)、(4)、(	5)記載の自動車	の保管場所	の確保等に関	する法律違反
被	告事件	につき	公訴を提起し、略式命	う令を請求する。	1		
			引訴法 461 条の2の I 項			たなかかた	
1 1	<b>₩ 14 1</b> ~	<b>*</b> フ さ カ		の予税をし共融	5074 A.C. C.	を推がりた。	
			年 月 日				
			区検察庁				
			検察官			印	
						(4)	
<u> </u>			簡易裁判所殿				
l	<b>£</b>	11111音	見:罰金			円(仮	:納付)
	71	1 714 725	)L : (31 3/2				
DOZ =#	- A A	/ IIII 9F	法 461 条の2のⅡ項の	お而を確認した	1		
MA I	त्राम ५	ראו פוע )	伝 401 来の2 の 1 項の 1	THIS VERSON	<u>,                                      </u>		
(1)	<u> </u>	5 66 85	の保管場所の確保	(7) the to	工力 左脇	磁张 化昆	<b>士傑,电和 (1)</b>
(V)				1	· 氏名、 年 断、	、椒来、壮店、	本籍:表記(1)
事件	· 26   °	争に関	する法律違反	のとおり			
$\vdash$			被告人を罰金	<u> </u>	処する。		
			仮言人を削金   これを完納すること				円を1日
(t±)	主	文					ЦКІН
l			に換算した期間被告				
裁			第1項の金額を仮じ	- 納付すること	を前する。	- who sho	
	罪と	たろ	被告人にかかる表記	己(2)、(3)、(4)	1、(5)記載の	) 事実	
	べき						
判	' ' C	777					
1 73							
13	適	用	表記(5)記載の罰条				
13	適法			348 条			
	法	令	刑法 18 条、刑訴法			<del> </del>	
(に)	法 裁判をし	<u>令</u> た裁	刑法 18 条、刑訴法	348 条		<b>声</b> 月	日
(に) 判所	法 裁判をし 及び年月	<u>令</u> ルた裁  日	刑法 18 条、刑訴法		É	<b>声</b> 月	B
(に) 判所 (ほ)	法 裁判をし 及び年月 裁判官の	<u>令</u> ルた裁  日	刑法 18 条、刑訴法 能 同庁	的易裁判所:	£	<b>声</b> 月	
(に) 判所 (ほ)	法 裁判をし 及び年月 裁判官の 、氏名	令 た裁 ]日 の	刑法 18 条、刑訴法 能 同庁	所易裁判所: 所易裁判所判事			(A)
(に) 判所 (ほ)	法 裁判をし 及び年月 裁判官の 、氏名	令 た裁 ]日 の	刑法 18 条、刑訴法 能 同庁	所易裁判所: 所易裁判所判事			(A)
(に) 判所 (ほ) 官	法 裁判をし 裁判官の 裁判氏名 上記	令 た裁 日 の 各式命	刑法 18 条、刑訴法 能 同庁	所易裁判所: 所易裁判所判事			(A)
(に) 判所 (ほ) 官	法 裁判をし 裁判官の 裁判氏名 上記	令 た裁 日 の 各式命	刑法 18 条、刑訴法 作 同庁 能 令に対しては、告知を	所易裁判所: 所易裁判所判事			A
(に) 判所 (ほ) 官	法 裁判をし 裁判官の 裁判氏名 上記	令 た裁 日 の 各式命	刑法 18 条、刑訴法 作 同庁 令に対しては、告知を することができる。	商易裁判所: 商易裁判所判事 受けた日から 14	4 日以内に当	i裁判所に対し	(A)
(に) 判所 (ほ) 官	法 裁判をし 裁判官の 裁判氏名 上記	令 た裁 日 の 子式 の 子式 な	刑法 18 条、刑訴法 同庁 令に対しては、告知を することができる。 上記略式命令の船	商易裁判所: 商易裁判所判事 受けた日から 14 学本は即日被告	4 日以内に当	i裁判所に対し	正式
(に) 判所 (ほ) 官	法 規 数 が 年 は 大 数 判 氏 記 判 る 記 判 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	令 た裁 日 の 子式 の 子式 な	刑法 18 条、刑訴法 作 同庁 令に対しては、告知を することができる。	商易裁判所: 商易裁判所判事 受けた日から 14 学本は即日被告	4 日以内に当	i裁判所に対し	(A)
(に) 判所 (ほ) 官	法 規 数 が 年 は 大 数 判 氏 記 判 る 記 判 の 記 判 の に の の の の の の の の の の の の の の の の の	令 た裁 日 の 子式 の 子式 な	刑法 18 条、刑訴法 同庁 令に対しては、告知を することができる。 上記略式命令の船	商易裁判所: 商易裁判所判事 受けた日から 14 学本は即日被告	4 日以内に当	i裁判所に対し	正式
(に) 判所 (ほ) 官 お	技	会 た日 の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	刑法 18 条、刑訴法 同庁 令に対しては、告知を することができる。 上記略式命令の船	商易裁判所: 商易裁判所判事 受けた日から 14 学本は即日被告	4 日以内に当	á裁判所に対し 対した。	正式
(に) 判所 (ほ) 官 お	法 規 数 が 年 は 大 数 判 氏 記 判 る 記 判 の 記 判 の に の の の の の の の の の の の の の の の の の	会 た日 の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	刑法 18 条、刑訴法 同庁 令に対しては、告知を することができる。 上記略式命令の服 前同日同庁:裁判	商易裁判所: 商易裁判所判事 受けた日から 14 登本は即日被告。 削所書記官	4 日以内に当	á裁判所に対し 対した。	正式

			徴	収	金	原	票	(番-	<i>দ</i>				)
						(1 村	女目才	長に同	じ。)				
											•		
	判の日		———			日略式		裁判	官				
	判の日		年			日略式日			官	· ·			
確	定の日	金額			- !	Ħ		作成		B		•	
確対	定の日		年	月	f :	日 —	1	作成	: の 月   	<u> </u>		•	
雜	定の日 行すべき 労役場留	置	年	り	: 金都	日		作成	: の 月 : 円	留置		<u> </u>	
雜	定の日 行すべき 労役場留		年	月	: 金都	日 —		作成	: の 月 : 円	留置		<u> </u>	
報	定の日 行すべき 労役場留	置	年	り	: 金都	日 ————————————————————————————————————		作成	: の 月 : 円	留置		<u> </u>	
確 執 処 分	定の日行すべき労役場留年	月日	1日	月 ・・・・ の換算 事	(金額	日 由	b de la constant de l	作 成	: の 月 円 円	留置处分泌		<u> </u>	
確 執 処 分	定の日 行すべき 労役場留	月日	1日	り	(金額	日 ————————————————————————————————————	b de la constant de l	作 成	: の 月 : 円	留置		<u> </u>	

Г		(				1			_						1			
	納	寸告知	- 書	・甲・	乙)	発出	年	月 ——	日	納付期限	自	三 月	日	領収	ļ	年	月 ——	B
	督	督促状	(甲	٠٠ ح.) ٠	他	発出	年	月	日	納付期限	4	- 月	日	領収		年	月	E .
	ļ	督促状	(甲	۱۰ <u>۲</u> .) ۱	他	発出	年	月	日 ———	納付期限	年	- 月		領収		年	月	月
	促	督促状	(甲	۱٠Z) ·	他	発出	年	月	B	納付 期限	年	月	日	領収		年	月	日
		督促状	(甲	· Z) ·	他	発出	年	月	<b>B</b>	納付 期限	年	月	日	領収		年	月	日
執	納付	延期			<u>.</u> .	年	月	日書	午可		期	限			年	月		Ħ
						年	月	日韵	可		期	限			年	月		B
行	収	発付				年	月		B	署		発付	薄 第					号
	容	結果				年	月		B		币	対 し			年	月		日
	状	発付				年	月		F	署		発付	<b>薄第</b>					号
手		結果				年	月		B		币	消し			年	月		B
	労	指揮	i					年	J	]	B					署・	刑務	所
続	役場	留置	建典	用間						<u>_</u>	措	揮簿	第					号
	留置	結果						年	月	日	取	消し			年	月		B
		変り	1 推	<b>揮</b>	<u> </u>				4	F		月		日				
	強	命令			年		月	B			_   ~							
	制執	依頼			年		月	日		法務局	_   ん ま	₹						
	行			べき	金額						等	<u> </u>						
調		<u>月</u>		<u>B</u>					_			-						
																-		
			_															
査		-							_	-								
備																		
) III																		
考																		
				•														

	取締	り 原 票	(番号	)
				·
	. (1	枚目表に同	]じ。)	
	. –	<b>P</b> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• .	
,				

(注意) 1枚目(表)の(2)欄について、各庁の実情に応じ、「事業用」に代えて「営業用」と することは差し支えない。